



資料 3

令和 6 年度 神奈川県薬事審議会

電子処方箋の活用・普及促進事業 について

神奈川県 健康医療局 生活衛生部 薬務課
令和 7 年 3 月 2 6 日

電子処方箋の活用・普及の促進事業について

厚生労働省医薬局総務課電子処方箋サービス推進室説明会 資料
(令和5年12月1日)

令和5年度補正予算額：167.2億円

1 事業の目的

電子処方箋の普及拡大、利活用による質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、医療機関・薬局の業務効率化を推進するため、都道府県が実施する電子処方箋の活用・普及の促進への取り組みを支援する。

2 事業の概要・スキーム

- 都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及の促進施策について、都道府県が促進施策実施に向けた環境整備として行う医療機関等への導入費用助成を補助する。

- ▶ 都道府県は活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋の運用開始施設を一定数確保することにより、運用実績から得られる課題やデータ等に関するリソースを確保。
- ▶ 運用開始施設を確実に確保するため、都道府県は導入費用に関する助成金※を支給し、給付を受けた施設は一定期間都道府県の取り組みへ協力。（モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供等の協力が考えられる。）

※助成金と他の補助金を併せて受給することが可能（導入費用に対する財政支援全体の割合：病院1/2、診療所・薬局（大手除く）3/4、大手チェーン薬局1/2）



<参考>

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」
平成28年3月31日厚生労働省告示第128号(抄)
(令和5年7月20日全部改正)

一 全般的な事項

2 第四期医療費適正化計画における目標

～重複投薬の是正について、電子処方箋の活用推進等により更なる取組の推進を図る～

二 計画の内容に関する基本的事項

2 医療の効率的な提供の推進に関する目標に関する事項

(2) 医薬品の適正使用の推進に関する目標

～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋のメリットの周知等による普及促進等、重複投薬の是正に関する目標を設定する～

3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

(2) 医療の効率的な提供の推進

③ 医薬品の適正使用の推進

～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進～

3 実施主体等

実施主体：都道府県 補助率：国 2/3

神奈川県電子処方箋の活用・普及促進事業

【補助金の概要】

- ・ 電子処方箋の活用・普及に向け、県内の医療機関及び薬局を対象に「電子処方箋管理サービス」の導入費用の一部補助を行う。

【県予算額】

- ・ 令和6年度当初予算 884,070千円
 - ・ 令和7年度当初予算 450,289千円
- ※医療機関等への補助費用のほかに事務費を含む

【補助対象者・対象事業】

- ・ 県内の保険医療機関、保険薬局
 - ・ 電子処方箋管理サービスの初期導入又は新機能(※)導入に係る費用
- ※「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」
「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能

神奈川県電子処方箋の活用・普及促進事業

【補助率・補助上限額】

対象費用	大規模病院	病院	診療所	薬局
初期導入	1/6 81.1万	1/6 54.3万	1/4 9.7万	1/4 9.7万
新機能導入	1/6 22.6万	1/6 16.7万	1/4 6.1万	1/4 6.4万
初期＋新機能	1/6 100.3万	1/6 67.6万	1/4 13.5万	1/4 13.8万

【補助イメージ】

初期＋新機能導入を
同時に行った場合

※支払基金補助金
社会保険診療報酬支払基金
が医療情報化支援基金（ICT
基金）を活用して実施する
医療提供体制設備整備交付金
（電子処方箋管理サービス）
により実施する補助

大規模病院	補助上限額 200.7万円		100.3万円
	支払基金補助金 1/3	県補助金 1/6	自己負担分
病院	補助上限額 135.3万円		67.6万円
	支払基金補助金 1/3	県補助金 1/6	自己負担分
診療所	補助上限額 27.1万円		13.5万円
	支払基金補助金 1/2	県補助金 1/4	自己負担分
薬局	補助上限額 27.7万円		13.8万円
	支払基金補助金 1/2 ※	県補助金 1/4	自己負担分

※大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）は、1/4

神奈川県電子処方箋の活用・普及促進事業

【令和6年度の補助事業実施状況】

- ・ 県内保険医療機関・保険薬局（計約16,000施設）に対し郵送案内
- ・ **補助金申請受付期間：**
令和6年9月2日（月）～令和6年12月27日（金）
- ・ **申請方法：**
e-kanagawa電子申請システム（一部郵送受付）
- ・ **補助件数：**3,710件

	病院	医科診療所	歯科診療所	薬局
補助件数	17件	795件	316件	2,582件

※ 1施設で2事業（初期・新機能）行った場合は2件として計上するため、施設数とは異なる

・ 県内電子処方箋の導入施設数・導入率

	病院	医科診療所	歯科診療所	薬局
R7.1.1	12(3.6%)	808(13.5%)	161(3.7%)	2,858(69.8%)
R6.8.1	2(0.6%)	289(4.9%)	11(0.3%)	1,658(41.2%)
R6.4.1	1(0.3%)	164(2.9%)	4(0.1%)	1,214(30.7%)

神奈川県電子処方箋の活用・普及促進事業

【参考：電子処方箋導入施設が掲示するポスター】

電子処方せん 対応施設です

マイナ受付対応中

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです



患者さんが電子処方せんを選択し、医師・歯科医師・薬剤師が患者さんのお薬情報を参照することに対して、同意することで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報にもとづいた医療を受けられるようになります。結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能になります。



「電子処方せん」のメリットとは？

これまで、紙で受け取っていた処方せんが電子化されるだけでなく、患者さんご自身のことで、複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報をもちにした診療を受けられるようになります。そうすることで、同じ成分のお薬をもらうこと（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを防ぐことができ、安心安全な医療に繋がります。

詳しくはこちら



電子処方せん
またはフリープリントを印刷！



電子処方せんが始まりました！

電子処方せんってなに？

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです

メリット
01

複数の医療機関・薬局間での情報共有が可能に！

複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報を医師・薬剤師と共有することができます。同じ成分のお薬をもらうこと（重複投薬）や良くないお薬の飲み合わせを防ぐことができ、安心安全な医療に繋がります。

メリット
02

自分のお薬情報が確認できる！

マイナポータルでご自身の直近のお薬情報を確認することができます。飲み合わせの確認等が可能になり、日常生活におけるお薬関連のリスクを抑えることができます。

メリット
03

診療やお薬の受け取りが便利になる！

処方せんが電子化されるため、薬局に処方せん情報をあらかじめ送ることができます。オンライン診療なども受けやすくなります。

電子処方せんを利用するためには大きく

このポスターが目印！

3Step！

- Step.1 医療機関の窓口で電子処方せんを選択
- Step.2 電子処方せん対応薬局で受け付け
- Step.3 調剤されたお薬を受け取る



マイナンバーカードでもっと便利に！

マイナンバーカードをご利用いただく、よりよい医療を受けられることができます。まだマイナンバーカードを持っていない方はまずはマイナンバーカードの申請を！



マイナンバー
カードの申請
方法はここら



電子処方せんについて、詳しくはこちら

電子処方せん

検索

2.2 令和7年度における電子処方箋の導入補助について

- 令和7年度における医療情報化支援基金（ICT基金）による電子処方箋に関する導入補助について、「電子処方箋の新たな目標については、令和7年夏を目処に見直しを行う」としていることを踏まえて、目標の見直しまでの間として、令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設を補助対象とする。
- 併せて、令和6年度補正予算で措置している電子処方箋の活用・普及の促進事業（都道府県による導入助成）の補助要件についても、当初想定していた「令和7年3月までに電子処方箋を導入した施設」から「令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設」に変更する。加えて、令和6年度補正予算で措置している電子処方箋の機能拡充・促進事業（追加機能部分のみの導入補助）について、院内処方機能を対象に加えて、引き続き事業を実施する。
- なお、令和7年10月以降の医療情報化支援基金（ICT基金）における導入補助の取扱いについては、令和7年夏を目処に見直しを行う電子処方箋の新たな目標を踏まえて、改めて検討する。



神奈川県も国と同様に、令和7年9月までに電子処方箋を導入した施設に対して補助を実施する予定

以上です。